

南島原市監査委員公表第6号

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を公表します。

令和5年12月26日

南島原市監査委員 宮 崎 太

南島原市監査委員 小 嶋 光 明

令和5年度

南 島 原 市

定期監査及び行政監査報告書

南島原市監査委員

令和5年度 定期監査及び行政監査報告書

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項に基づく定期監査及び行政監査

2 監査の対象

(1) 部局等

総務部	総務秘書課、人事課、財政課、防災課、管財契約課
地域振興部	地域づくり課、商工観光課
市民生活部	市民課、税務課、深江支所、布津支所、有家支所、西有家支所、北有馬支所、南有馬支所、口之津支所、加津佐支所
福祉保健部	福祉課、こども未来課、北有馬こども園、保護課、健康づくり課

議会事務局

選挙管理委員会事務局

教育委員会(小・中学校) 飯野小学校、北有馬中学校

(2) 範囲

財務監査は令和4年度歳入歳出執行状況を基本とし、行政監査については必要に応じ、令和5年度及び過年度分も対象として監査を実施した。

3 監査の期間

令和5年10月11日(水)から令和5年12月20日(水)まで

4 監査の着眼点

(1) 定期監査(財務監査)

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、市民の福祉の増進、市民負担の軽減、市民サービスの向上に努めているかを主眼として実施した。

(2) 行政監査

行政に関する事務の執行が、合理的かつ効果的に行われているかどうか、法令等の定めるところに従って適正に行われているかどうかを主眼として実施した。

(3) 重点項目

ア 補助金に関する事務の執行状況について

イ 随意契約に関する事務の執行状況について

- ウ 公用車（公務及び出退勤時に使用の自家用車並びに受託者使用車両含む。以下同じ。）の車両事故状況について
- エ 備品の管理状況について（学校のみ）

5 監査の実施内容

監査の重点項目について、対象部局へ調査票の提出を求め、現地調査により関係書類の検査・照合を行うとともに、所管課長及び関係職員から説明を聴取した。

なお、監査の実施に当たっては、南島原市監査基準（令和2年4月1日監査委員告示第1号）に準拠した。

第2 監査の結果

1 総 評

監査を実施した結果、今後の行政運営に資するためにも、次のとおり総評する。

補助金交付事務については、実績報告書等の書類にかかる提出期限及び様式の規定違反が一部確認された。補助金交付事務に関わる職員は、市の補助金等交付規則や個別の補助金交付要綱の趣旨・規定を十分認識したうえで、形式的な事項に留まらず地方自治法第232条の2に規定する「公益上の必要性」を踏まえ審査事務等の実務を行っていただきたい。今後、市独自の制度に基づく補助金については、適正に交付されているかの判断に当たり、市としての評価基準を示すとともに、所管課においては検証・見直しを継続的に実施し、適正な事務の執行に努められたい。

また、今回の監査において、補助金の交付申請や確定通知等の行政事務について、統一的な決裁の取扱いが行われておらず、課及び班の構成に関わらず起案者（補助金）ごとに異なった決裁ルートが構築事例が散見された。この混在した決裁ルートについて、同事務手続の明確な決裁規定がないため、当職としては、起案文書が適正な決裁を経ているかの判断が出来かねる状況である。同事務手続にかかる決裁の基準として「事業に関する決裁区分」「負担行為の決裁区分」「課内裁量」と3通りの区分が混在している。決裁ルートの決定は、総じて各課の裁量に委ねられており、現在、全庁的な指導を行う所管課が無いことから決裁基準が曖昧である。

今後、補助金交付の事務手続を適正に行うに当たって、指導する部署を特定するとともに、事業区分によるものか補助金額によるものか、書面による決裁規定を構築し責任の所在を明確にされたい。

随意契約については、競争入札と同様に契約管理システムを使用した事務の執行が定着しており、事務手続上は、概ね適正に処理されていた。しかしながら、特命随意契約については、一部、前例踏襲により十分な検証が行われないまま契約が行

われている事例があった。また、検証の結果を的確に決裁書面に明記することなく「実績がある。」「設置業者である。」「熟知している。」「迅速な対応が可能である。」などの簡易な理由によるもの、誤った法令根拠の記載が見受けられた。

特命随意契約は、競争の方法によらず、その根拠に基づき特定の相手を選定（以下「1者選定」という。）して契約を締結する方法であり、地方自治法の原則の例外規定によるものである。執行に当たっては、具体的、明確な理由を記載し、かつ、地方自治法施行令（以下「施行令」という。）第167条の2の各号の規定に該当するかを示す必要がある。たとえ施行令第167条の2の第1号による少額随意契約を行う場合においても、本市は、南島原市契約規則第18条により、原則2人以上の者から見積書を徴さなければならないとしており、見積合わせができない特段の事情がある場合に限り、その理由を明確にし、説明責任を果たすことが求められる。

随意契約制度は、一定の限られた条件のもとに許容される特別な契約制度であり、競争性を導入することにより契約金額が低減した例があることを鑑みれば、可能な限り競争性のある契約方法を導入すべきであると考えられる。

なお、施行令の当該規定を適用するに当たっては、極めて限定的に解釈するものとして、拡大解釈することのないよう注意する必要がある。契約に際しては、透明性を確保するとともに市民への説明責任を果たすよう、契約理由、検討結果、法的根拠を的確に決裁書面に記載し、今後とも適正な事務の執行に努められたい。

同様に、修繕事務においても、1者に申し込む場合は、その選定理由を明確にされたい。

以上が監査の重点項目であるが、今回の監査でも、前回に引き続き公用車の事故状況及び安全対策について聞き取り調査を行った。本市では本庁、支所等において、多くの公用車が配置されているが、公用車運転中の不注意による事故が依然として多発しており、交通安全対策のさらなる徹底が求められる。

対象部局については、令和3年4月から令和5年9月にかけて25件の車両事故が発生した。内訳は総務部2件（発生原因不明1件）、地域振興部4件、市民生活部9件（発生原因不明1件）、福祉保健部10件（発生原因不明2件）となっている。このうち、運転者の不注意による自損事故及び加害事故は15件あり、さらに、車両は破損しているが、運転者からの申告がないため、その原因がわからない案件が4件生じている。車両管理上の問題として、運転者は乗車前後の車両確認と運転記録簿の記入を怠ることなく公用車を使用されたい。また、公用車の異常を発見した場合は、車両管理者への速やかな報告に努められたい。

安全運転の取り組みについては、人事課及び管財契約課が中心となり、職員に対して安全運転に関する注意喚起や啓蒙活動を行っているほか、車両事故の当事者に対して安全運転実技指導等のドライブシミュレーション研修を実施している。公用車は「南島原市」という名称を掲げて走行しており、市民が市の行政サービスを身

近に感じる機会にもなっている。反面、事故の発生や法令違反・マナー違反の運轉行為は、市民の安全や社会的信頼を損なうことにもなりかねない。所属長においては、職員に対し、公務中であるという意識を常に持ち市民の模範となるよう率先して交通法規を遵守し、安全運轉に細心の注意を払うよう意識啓発に取り組みたい。

備品管理については、対象とする小・中学校において現地調査を実施し、概ね適正な管理が確認された。今後も、新規購入、学校の統廃合に伴う備品の移管、寄贈等について、登録漏れや登録誤りがないよう努められたい。

監査の結果、対象とする事務の執行及び経営にかかる事業の管理について、概ね適正なもの認められたが、一部、事務手続の改善を要望する事項や留意すべき事項が見受けられた。

以下に記載した「指摘事項」に関しては、例規違反及び再度の指摘に当たるため、必要な措置を講ずるとともに、所属長は職員の指導監督に努められたい。改善の措置を講じたときは、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、監査委員へ遅滞なく通知されたい。また「注意事項」については、各課より改善の申し出があっており措置を求めないが、記載した内容に留意し、適正な事務の執行に努められたい。

なお、すでに是正されているもの及び軽微な事項については、口頭で指導したので内容を省略する。

2 「指摘事項」

【総務部】

(防災課 防災交通班)

(1) 補助金交付事務（実績報告書）について

補助金交付事務にかかる実績報告書の提出について、南島原市防犯灯設置補助金交付要綱第5条、南島原市自主防災組織活動補助金交付要綱第7条に規定した期限の超過が一部確認された。これらについては、各様式を自治会長宛に送付し自治会ごとに対応していることから、一部、書類の紛失や報告の失念等による遅延が影響していたと思われる。今後は、周知方法や遅延対策等に留意し、要綱を遵守した事務の執行に努められたい。

(2) 補助金交付事務（様式）について

南島原市総務部防災課関係補助金の支出事務について、要綱で定めている様式によらず総会等の任意様式の提出を容認し審査が行われていた。今後は、規定の様式に留意し、要綱を遵守した事務の執行に努められたい。

【地域振興部】

（地域づくり課 地域支援班）

（1）補助金交付事務（実績報告書）について

南島原市市民イベント開催事業補助金にかかる実績報告書の提出について、当該要綱第5条に規定した期限の超過が一部確認された。今後は、周知方法や遅延対策等に留意し、要綱を遵守した事務の執行に努められたい。

（商工観光課 商工振興班）

（1）補助金交付事務（様式）について

南島原市商工業振興資金利子補給補助金の支出事務について、要綱で定めている様式によらず任意様式の提出を容認し審査が行われていた。今後は、規定の様式に留意し、要綱を遵守した事務の執行に努められたい。

なお、令和3年度の定期監査において同様の指摘を行い、当時の商工振興課から該当案件にかかる正式な様式を交付し注意喚起を行う旨の改善報告を受けている。しかしながら、今回の監査でも任意様式が確認されており、本件補助金以外にも同じ事例がある場合は、併せて措置を求めることとする。

（商工観光課 観光振興班）

（1）補助金交付事務（実績報告書）について

南島原市有家蔵巡り魅力創出事業補助金にかかる実績報告書の提出について、当該要綱第6条に規定した期限の超過が確認された。今後は、周知方法や遅延対策等に留意し、要綱を遵守した事務の執行に努められたい。

【福祉保健部】

（福祉課 総務高齢班）

（1）契約の自動更新について

南島原市生活管理指導短期宿泊事業委託契約について、平成21年度から契約の自動更新を認めていることから、翌年度以降、業務起案の手続きを省略し支出事務のみ行っていることが確認された。今後は、支出根拠を明確にしたうえで年度ごとに業務起案を行い、会計年度における適正な事務の執行に努められたい。

なお、令和3年度の定期監査において同様の指摘を行い、福祉課から該当案件にかかる支出事務の改善報告を受けている。しかしながら、今回の監査でも支出根拠が不明な決裁が確認されており、本件契約以外にも同じ事例がある場合は、併せて措置を求めることとする。

3 「注意事項」

【総務部】

（防災課 防災交通班）

（1）防火水槽の修繕事務について、一部、業者の選定理由が示されていない決裁文書が確認された。特命随意契約案件と同様に、決裁時、1者選定の理由書を付し施行令上の根拠を明確にされたい。

（2）補助金の支出事務について、業務完了後の通常払で起票し、根拠書類として収支予算書を添付した伝票が確認された。これは、支払方法の誤起票と思われるが、本来は、予算書を根拠に概算払で起票し、その後、精算額の根拠として収支精算書を添付し精算伝票を起票すべきものである。補助金確定の審査対象となる書類に留意し、適正な支出区分による事務の執行に努められたい。

（管財契約課 管財班）

（1）庁舎設備等の修繕事務について、業者の選定理由が示されていない決裁文書が多数確認された。特命随意契約案件と同様に、決裁時、1者選定の理由書を付し施行令上の根拠を明確にされたい。

【地域振興部】

（地域づくり課 地域支援班）

（1）イベント補助金交付事務について、一部、収支報告における繰越基準及び返還金算出方法の相違が確認された。今後は、統一的な取扱いに留意し、適正な事務の執行に努められたい。

（地域づくり課 定住移住班）

（1）イベント事業委託契約について、一部、起案時に必要な書類の不備が確認された。今後は、決裁時の添付書類に留意し、適正な事務の執行に努められたい。

（商工観光課 観光振興班）

（1）契約事務にかかる請書について、正確な工期が記載されていない事案が確認された。受注者と認識の違いが生じないように、書面上の記載事項に留意し、適正な事務の執行に努められたい。

【市民生活部】

（深江支所）

（1）道路修繕の履行確認について、内規による事務手続の一部省略が確認された。今後は、内規事項に十分留意し、適正な事務の執行に努められたい。

(布津支所)

- (1) 道路修繕の履行確認について、内規による事務手続の一部省略が確認された。
今後は、内規事項に十分留意し、適正な事務の執行に努められたい。

(北有馬支所)

- (1) 庁舎設備の修繕事務について、一部、業者の選定理由が示されていない決裁文書が確認された。特命随意契約案件と同様に、決裁時、1者選定の理由書を付し施行令上の根拠を明確にされたい。

(南有馬支所)

- (1) 庁舎設備の修繕事務について、一部、業者の選定理由が示されていない決裁文書が確認された。特命随意契約案件と同様に、決裁時、1者選定の理由書を付し施行令上の根拠を明確にされたい。

- (2) 道路修繕の履行確認について、内規による事務手続の一部省略が確認された。
今後は、内規事項に十分留意し、適正な事務の執行に努められたい。